平成29年度第1回古賀市人権施策審議会会議録

【会議の名称】平成29年度第1回古賀市人権施策審議会

【日時・場所】平成29年6月16日（金）15：00～16：30
市役所第2庁舎5階　501・502・503会議室

【主な議題】
1. 開会あいさつ
2. 市長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 会議の開会及び議事録の公開について
5. 概要説明及び議事
（1）第1号諮問
古賀市人権施策基本指針に基づく平成 29 年度実施計画（案）について
6. 閉会あいさつ

【傍聴者数】0人

【出席委員等の氏名】
渡　信人　委員、塚本　博和　委員、松本　正敏　委員、
藤原　直子　委員、直江　葉子　委員

事務局（人権センター）：三上貴司課長、髙橋克彦係長

【欠席委員の氏名】原田　博治　委員、岩城　和代　委員

【庶務担当部署名】人権センター

【委員に配布した資料の名称】
1. 平成29年度第1回古賀市人権施策審議会次第
2. 第 1 号諮問　古賀市人権施策基本指針に基づく平成 29 年度実施計画（案）について
3. 平成 29 年度　政策体系図（５ヵ年）

【会議の内容】
1. 開会のことば

2. 市長のあいさつ

（人権センター課長）
　会長あいさつをお願いしたい。

3．会長あいさつ
・市長の挨拶にあったとおり、人権施策に関する審議については改めて人権施策基本指針の基本理念を踏まえ、古賀市は行政のすべての領域に人権施策を生かしていくことが謳われている。委員の皆様には人権施策が効果的に行われるよう審議をお願いしたい。

4．会議の公開及び議事録の公開について

5．審議（古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画（案）について）

（渡会長）
・議事録の承認については委員の皆様の承認を得るところですが、会長に一任していただくことでよろしいか。

（人権センター課長）
・審議の進行を会長にお願いする。

（渡会長）
・審議に入るが、すべての領域に人権施策を根付かせるということで、この実施計画の位置づけになると思うが、内容について２時間の審議の中ですべてを審議することは困難と思われる。提案ではあるが、この政策・事業そのものすべてが人権の確立に向けた政策につながっていると思うが、順調に成果が上がっているものについては省き、課題がある事業についてどのように考えているかご審議いただきたいがいかがか。
　それでは、73 ページまであるが、ご意見・ご質問をお願いする。

（松本委員）
　10 ページ実施計画の方向性について２つほどお聞きしたい。１つめは人権に関する市民意識調査より見えてきた人権課題で、「環境づくり」施策の中での位置づけや意味は何か。

（人権教育・啓発係長）
　実施計画の方向性 4 つの項目で、環境づくり分野はかなり範囲が広いと思う。次の 11・12 ページに実施事業の一覧で、右端に人権課題の表があるが、各事業がどの分野の項目に当てはまるかを記している。後程各事業について質問があると思うが、例えば事業者・対象者・職員等の人権意識・感覚を養うような研修を行っている。こういった研修環境といったもので分類している。意識調査では市民が学習する場や機械を作ることも大事であり、環境という項目を作っている。

（松本委員）
　大きく分ければ人的な環境と物的な環境というのも環境づくりとして大事と思う。

（人権教育・啓発係長）
　物的環境としては研修教材である啓発用 DVD 等を含むものであり、活用するのは人であるが、いずれにしても環境ということは範囲が広いと思う。

（松本委員）
　あと 1 つだが、相談というのは 4 つの課題のどこに入るのか、別の項目になるのか。

（人権教育・啓発係）
　相談に関するもので、例えば人権センターの相談事業がある。65 ページ、課題を「救済」と分類している。人権侵害からの救済ということで相談事業の充実としての位置づけもある。今後の人権教育･啓発を推進していく中で人権侵害からの救済としてはかなり重要になると思う。救済の項目に「相談」を含めているということをご理解いただきたい。

（直江委員）
　市民意識調査はどのように行われたのか。

（人権教育・啓発係長）
　平成 20 年度に市民 2 千人を無作為に選出し、委託により人権に関する意識調査を行っている。通常郵送により調査を行うところだが、職員が直接対象者宅へ伺い、説明を行っている。調査内容を分析し平成 21 年度に報告書を作成している。

（藤原委員）
　まず、基本事業や再事業の数の増減理由を情報として教えていただきたい。それから 5 から 9 ページで新しく加わった事項がわかるよう説明をお願いしたい。法令施行年度を順に表示してほしい。また、5 ページ、女性の人権問題に「パワーハラスメント」を追記してほしい。

（塚本委員）
　関連して、意識調査については 20 年度に実施して、30 年度で 10 年経過するが、調査結果を反映して新しいものになっていると思う。昨年 4 つの法案ができた。12 月施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」ができたことで、これについてはまだ実施計画に反映されていない。これらを踏まえて今後意識調査を実施する計画があるか。法律が施行され、次のステージへと進まなければならないと思うが、今後の計画があれば教えてほしい。

（市民部長）
　今回の「部落差別の解消の推進に関する法律」中に、部落差別の実態に係る調査の条文がある。国は実態調査を実施するとあり、地方公共団体の協力を得るとあるが、国の実施のための検討状況を見ながら検討したいと考えている。

（人権教育・啓発係長）
　藤原委員の質問に対し、審議に入る前にあらかじめ説明するべき。まず、文言の修正等は説明を省略し、事務局で修正を行う。改正点で、5 ページの政策体系図の同和問題の主な根拠法令で、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたので追記している。表記の仕方については工夫したい。
　10 ページ基本事業 53、細事業 106 とあるが、これについては第 4 次総合振興計画に基づく事業で、今年度より後期計画に移行している。これに伴い各課所管の事業の見直しを図り、事業数を数えている。
　24 ページ学校教育課の事業で、細事業の中 1 ギャップ対策事業としては表記していません。70 ページコミュニティ推進課男女共同参画係所管の細事業も整理している。全体では文言や表記を統一するよう課題をあげており、実績が数値で表記できるものは複数年度で表記するよう言われていたが、数値については主な事業内容に表記するよう統一している。

（藤原委員）
　実施計画は毎年見やすく、わかりやすくなっている。事業のプラス、マイナス面をどう評価し、次の方向性や計画に生かすということがないといけない。以前方向性が「継続実施」という表記があったが、今回は具体的表記がなされていることを評価したいと思う。
　そこで、いくつか質問だが、33 ページ、アンビシャス広場は 8 校区に広がっており、100％実施となっているが、どのような取り組みがあったか、また、同じように 55 ページの就職決定率が 100％となっている。これをどう評価するのか伺いたい。

（教育部長）
　33 ページのアンビシャス広場について、地域で子育てをやっていくということで、各校区子どもたちの居場所や遊び場所を地域が見守りながら活動を行っていく場である。担当課の青少年育成課の職員が地域に出向き支援をお行ってきた。花鶴小学校が最後の施行となったが、やはり大事なのは地域の中で子どもたちを見守っていく、子どもたちの体験するする場を増やしていくというのは重要なことであり、地域の中で育つ子どもたちは幸せだということで、今後も安全に運営できるよう教育部としても支援を行っていきたい。

（藤原委員）
　花鶴小学校が最後ということはどういうことか。

（教育部長）
　花鶴校区についてはすでに地域での活動が行われていたので、内容的にはアンビシャス広場と変わりない活動が行われていた。

（商工政策課長）
　55 ページの就職決定率説明 100％について、新規求職者数があるが、これは今年度新規に登録された方の数で、採用決定数は昨年以前も含めて登録された方である。若干時間差がある。100％という数字は求職者と企業のよりマッチングする取り組みを行っている。

（直江委員）
　33 ページのアンビシャス広場について、各学校の学童保育所とのすみわけで、子ども達がどちらも出入りしている状況があるが、その辺はどうなっているのかお伺いしたい。

（教育部長）
　アンビシャス広場運営者がいるが、活動するにあたって事故等があってはならないので、周到に準備をしていただいている。

（学校教育課長）
　運営者が子どもたちのことをきちんと把握して運営を行っている。

（松本委員）
　20 ページの不登校児童生徒学校生活適応支援事業で、現在私は鹿部児童センターに勤務しているが、５年生と３年生の児童が平日児童センターにきている。センターは不登校児童の居場所となるところにしたいと思っている。他２つの児童館・センターについてもあすなろ教室といった機能を持った施設にしたいと思うがいかがか。
（教育長）
　まさしくその通りだと思う。不登校児童・生徒が通うあすなろ教室の分室的な要素を持たせることが必要と考える。鹿部児童センターも 4 月末に開設したばかりで、その様子を分析しており、整理が進めば職員配置等含めて前向きに考えたい。

（藤原委員）
　事業の成果・評価・課題で、成果・評価は白丸で、課題は黒丸で表記されているが、白丸と黒丸が混同しているので、整理したほうが良い。
　25・26 ページのＱＵアンケートについて、前期と後期の人数が違うがなぜかお聞きしたい。

（学校教育課長）
　昨年度は市が予算化し実施した。28 年度後期は校長判断で小学校 4 校、中学校 2 校実施している。

（渡委員）
　昨年と比較すると、課題の中に県教委が作成した学校生活・環境多面調査を活用するとあるが、昨年の課題にはなかった。なぜそうなったのか。

（学校教育課長）
　ＱＵアンケートは予算をかけて実施していたが、この程県が開発した学校生活・環境多面調査で、現在いじめ問題が深刻化していることに対し、いじめの早期発見・早期防止を重視した調査となっている。こういったことを勘案した結果、学校生活・環境多面調査に移行した。

（直江委員）
　学校教育課、青少年育成課の方、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置だけに関わらず、本当に困っているのはいじめられるから相談できないとか、保護者でも相談に行って自己満足で終わって、問題解決につながっていないということを聞く。解決につながるような具体的なリアクションがとれるような計画があるか。

（学校教育課長）
　いじめ問題、不登校問題については、学校の中に校内委員会があり、校長がリーダーシップを発揮しながらそれぞれの学校で早期発見・早期対応に心がけている。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、毎週 1 回心の教室相談員が休み時間に対応している。中心になるのは担任であるので情報を共有し、子どもたち一人ひとりが楽しい学校生活を送れるよう多面的な配慮を行い取り組んでいる。

（松本委員）
　31・32・33 ページ、千鳥児童センターに勤務していた時、古賀中学校区の保護者の方が子どもさんを連れてきて、古賀中校区にもセンターがあったらとうらやましがられていた。
　今年度 4 月から念願の児童センターを作っていただいた。先程の質問と関連するが、3 つの児童館ができ、その機能として放課後の子どもたちが安心して過ごせる居場所であり、豊かな体験活動の場であり、悩み事相談などの機能を持った 3 つの児童館ができた。青少年育成課事業に児童館のことが出てこない。ぜひ、新しいシートを作成し、児童館事業を人権施策に位置付けていいのではないかと思う。

（教育長）
　貴重なご意見としてお伺いします。

（藤原委員）
　乳児家庭全戸訪問事業で訪問率96％というのは全国的に非常に高い数字ではないかと思うが、相対的にこの数字をどう評価するか、もう一つ46ページ、高齢者虐待について5件あるが、全国的に少ない数字なのかどうかお伺いしたい。

（子育て支援課長）
　39ページについて、この事業については、出産後や子どもの状況、家庭の状況等を見ていく。他市との比較はしていないが、この事業に取り組む市町村についてはほぼ100％に近いのではないかと思う。96％という数字は年度途中で出しているので、基本的には100％に近い。中には訪問を拒否する家庭もあるが、出産する病院などの医療機関と情報共有をしている。

（介護支援課長）
　相談自体は20件だが、このうち診断状況や環境を総合的に判断し、虐待5件と判断している。全国的に多いかどうか判断しにくいが、虐待の原因のほとんどが経済的理由や介護負担が原因であり、負担軽減などの対応を行っている。

（藤原委員）
　実質5件の対応はどうか。

（介護支援課長）
　身体的虐待が1件あるが、緊急を要するような事案については直ちに施設に保護した件が1件、他3件については関係課との連携により対応している。

（塚本委員）
　私は宇美町で行政区長をしているが、名称は自治会長である。町と自治会の間に小学校区のコミュニティという組織を間に入れ込み模索している状況だが、細かい隣組という少ない組織があるが、組織が成り立っていかない状況にある。高齢化が進んでいることも理由である。古賀市の状況はどうか。

（総務部長）
　校区コミュニティと46行政区がある。自治会の加入率が86％くらいで地域によって差はあるが、高齢化によって自治会を脱退される方もおられる。アパート住まいや地域のつながりがあまりない方が入られないような傾向があると思う。古賀市の取り組みで実施計画ではそこまで踏み込んではいないが、校区コミュニティの活性化には10数年前から取り組んでいる。市では7校区のコミュニティがあるが、これまで一定の成果があったと思う。校区でできることは校区でというような、例えば青少年の見守り活動や、花見校区では松原の保全など、地域の課題をうまく捉えながら解決している。また、学校とコミュニティとの緩やか

な連携ができている。この10年間を校区コミュニティの第1ステージと位置づけ、今後第2ステージでは将来行政区が立ち行かなくなることを想定して、自治会に代わるコミュニティとして視野に入れながら取り組んでいきたいと思っている。

（直江委員）
家庭とか地域社会の教育力というのは低下していると言われているが、11・12ページの人権課題の教育とか啓発とか、簡単にカウントできないが、これから人権問題が浮上する前に未然に摘んでしまうというような教育・啓発活動を大切にしていかなければと思うが、今後の考え方はどうか。

（人権センター課長）
例えば人権擁護委員の事業で、人権の花運動がある。小学校3年生を対象としているが、この運動によりいのちの大切さや、友達への思いやりなどを育む取り組みを行っている。また、出前講座では市民と共に考え学ぶというような事業も実施している。

（渡委員）
課題があり成果がそれぞれある。なかなか難しいところがあると思うが、中身について審議会からの意見があればお願いしたい。

（藤原委員）
紙面の作り方だが、シートの上段の事業の概要等については変更等がないようなので、下段の内容を広くし、充実したものにしてはどうか。難しければ箇条書きでもよいと思う。
2件について、67ページ、女性の活躍推進事業で、受講生から起業第1号が生まれるとある。具体的に教えていただきたい。もう一つ71ページの事業の成果・評価・課題で職員研修の課題で、外部研修に派遣するとあるが、具体的にお聞きしたい。

（コミュニティ推進課長）
女性企業1号について、昨年度女性起業入門講座を年4回実施した。この受講生の中から青柳のお弁当屋さんを起業した方がおられた。

（人事課長）
県が主催する人権・同和教育講座に派遣している。

（松本委員）
平成20年度に実施した市民意識調査があるが、その前の意識調査を比較したが、同和問題について、「同和問題を初めて知った時にあなたはどう思いましたか」、「同和問題を知ったきっかけはなんですか」という質問があり、「怒りを感じなかった」というのがかなりあったが、20年度の調査では2倍になっている。これらのことから学校教育、社会教育の中

で、正しく理解し正しい価値観を学んだ人が成人していくと、部落差別に対し憤りを感じる人が非常に増えて、感じなかった人が減っている。古賀市の人権教育・啓発の成果と思っている。21 世紀は人権の世紀と言われているが、市民の人権意識・感覚は右肩上がりで上がっているのではないかと思う。一方では、ヘイトスピーチやヘイトデモ行進、インターネットによる部落差別事象や、地名総鑑の復刻版販売など、マイナス的な社会現象が発生している。これらを規制する法律ができ、国自体が差別は許されないという法律を作った。また、昨年の「いのち輝くまち☆こが」の特別講座では、「同和問題はすでに解決済みである」、「なぜこんな研修会をしなければならないのか」という意見があった。人権施策を推進する行政の職員が市民はどのような意識があるのかをつかめないと推進につながっていかないと思う。意識調査を図りながら人権施策を進めていただきたいと思う。

（市民部長）

「部落差別の解消の推進に関する法律」に、行政の責務として地域の実情に応じた施策を講じるということが謳われている。委員が言われるように実態調査がいつかの時点で必ず必要になると思っている。

（渡委員）

基本的な取り組みについてお願いしたいことがある。基本事業を構成する細事業の内容のボリュームは少なくていいのではないかと思う。成果と課題の中身についてもう少し整理をお願いしたい。先ほど教育委員会からいじめの問題が出た。まさに人権に関する問題だが、的確に把握され、そして課題として出されてくるというのは、審議会で審議することは良いと思うが、課題をどうするか具体性が見えてこない。例えば、隣保館事業で 62 ページの 28 年度の課題に対して、29 年度の計画は課題を克服しようと具体的に書かれていることを評価したいと思う。すべての事業で課題解決を具体化することは難しいと思うが、事業を実施する上でＰＤＣＡということはわかっていると思う。次年度の実施計画に反映していただきたい。

長時間審議いただいたが、松本委員から大きな課題を受けた。今後の事業実施に役立てていただきたいと思う。

なお、本日の審議会の中身については、事務局と検討させていただき、私の方へ一任していただきたい。

それでは第 1 回審議会を終わりたいと思う。

5．閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

会　　長　　印